

発議第9号

嬉野市庁舎整備基本構想（1庁舎体制）施行に伴う塩田町地域振興を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年10月5日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会 総務企画常任委員会
委員長 宮崎 良平

理由 嬉野市庁舎整備基本構想（1庁舎体制）施行に伴う塩田町地域振興について検討する事は、未来に向けての検証であり、嬉野市政において極めて重要であると考える。このことから、市民の理解を十分に得られるように取り組んでいく必要があるため。

嬉野市庁舎整備基本構想（1庁舎体制）施行に伴う塩田町地域振興を求める
意見書（案）

「嬉野市庁舎整備基本構想」の施行に伴い、新庁舎整備に関する費用は必要最小限に止め、次世代に継承する債務の抑制は必要不可欠であるとともに、塩田町地域の活性が衰退することがあってはいけない。

そこで、新庁舎整備における基本計画、基本設計及び実施設計については、適時その内容を公表し市民への丁寧な説明及び協議の場を設けることを求める。

また、令和4年第3回定例会において嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会設置条例も可決されたが、塩田庁舎等の利活用だけではなく、塩田町全域の地域振興の見直しが必要である。

今後、見直される市の都市計画において、総合的・長期的に大事な指針となる「嬉野市都市計画マスタープラン」を始めとする各種計画については、塩田町地域の社会環境の調査、研究を十分に行い、都市計画マスタープランを見直すとともに、塩田町地域振興においては市民の不安を払拭できるような適切な対策を講じるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月5日

佐賀県嬉野市議会

嬉野市長 様